

天 塩 町 地 域 防 災 計 画

《 地震・津波災害対策編 》

令和 5 年 3 月

天 塩 町 防 災 会 議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	1
第4節 町の地形、地質及び社会的現況	2
第5節 町及びその周辺における地震の発生状況	3
第6節 町における地震の想定	4
第2章 災害予防計画	7
第1節 住民の心構え	7
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	10
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	13
第4節 防災訓練計画	15
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	15
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	15
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	15
第8節 避難体制整備計画	15
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	16
第10節 津波災害予防計画	16
第11節 火災予防計画	20
第12節 危険物等災害予防計画	21
第13節 建築物等災害予防計画	22
第14節 土砂災害の予防計画	23
第15節 液状化災害予防計画	23
第16節 積雪・寒冷対策計画	24
第17節 業務継続計画の策定	24
第18節 複合災害に関する計画	24
第3章 災害応急対策計画	25
第1節 応急活動体制	25
第2節 地震、津波情報の伝達計画	25
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	36
第4節 災害広報・情報提供計画	38

第5節	避難対策計画	38
第6節	救助救出計画	38
第7節	地震火災等対策計画	38
第8節	津波災害応急対策計画	40
第9節	災害警備計画	41
第10節	交通応急対策計画	41
第11節	輸送計画	41
第12節	ヘリコプター等活用計画	41
第13節	食料供給計画	42
第14節	給水計画	42
第15節	衣料、生活必需物資供給計画	42
第16節	石油類燃料供給計画	42
第17節	生活関連施設対策計画	42
第18節	医療救護計画	45
第19節	防疫計画	45
第20節	廃棄物処理等計画	45
第21節	家庭動物等対策計画	45
第22節	文教対策計画	45
第23節	住宅対策計画	45
第24節	被災建築物安全対策計画	46
第25節	被災宅地安全対策計画	48
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	48
第27節	障害物除去計画	48
第28節	広域応援・受援計画	48
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	48
第30節	災害ボランティアとの連携計画	49
第31節	災害救助法の適用と実施	49
第4章	災害復旧・被災者援護計画	51
第1節	災害復旧計画	51
第2節	被災者援護計画	51

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、天塩町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「天塩町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、天塩町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「天塩町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本節については、一般災害対策編第1章第3節「計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

北海道は、北海道の地域並びに北海道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、北海道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本項については、一般災害対策編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務

本項については、一般災害対策編第1章第8節「住民及び事業者の基本的責務」を準用する。

第4節 町の地形、地質及び社会的現況

本節については、一般災害対策編第2章第1節「自然条件」を準用する。

第5節 町及びその周辺における地震の発生状況

第1 町及びその周辺における被害地震及び津波

1 地震・津波の記録（平成20年以前）

留萌管内では、過去50年間において、震度4を超える地震は5回しか観測されておらず、地震がさほど起きない地域と思われがちである。しかし記録が残っている過去140年間に遡ると、M6を超える地震は4回(明治7年、昭和15年、昭和22年、平成16年)発生しており、地震活動は比較的高く、留萌地域に被害を及ぼす可能性は決して低くないと考えられている。

地震・津波の記録

年月日時分	震央名	緯度	経度	深さ	マグニチュード	最大震度	震度又は被害状況	地震名
M7.2.28 時刻不明	留萌沖	43.54	141.36	不明	M6.4	不明	山崩れや橋梁の崩壊 家屋の損壊	留萌地震
M43.9.8 11:50	留萌沖	44.12	141.36	不明	M5.9	4(留萌市・羽幌町)		留萌沖地震
S15.8.2 0:08	北海道西方沖	44.21	139.49	0km	M7.5	4(留萌市、羽幌町、幌延町)	津波：3m(苫前町) 2m(天塩町・羽幌町・ 留萌市・増毛町) 死者10名 負傷者24名 家屋全壊(流出)26棟 半壊7棟	積丹半島沖地震 (神威岬沖地震)
S22.11.4 9:09	北海道西方沖	43.55	140.47	1km	M6.7	4(留萌市、羽幌町)	津波：70cm(羽幌町) 漁船などに被害	留萌すぐ沖地震
H5.8.3 18:02	北海道北西沖	44.19	141.39	7km	M3.2	4(羽幌町)		
H7.5.23 19:01	空知地方中部	43.38	141.42	16km	M5.9	5強(苫前町) 4(留萌市) 3(羽幌町)		
H16.12.14 14:56	留萌地方南部	44.04	141.41	9km	M6.1	5強(苫前町) 5弱(羽幌町) 4(初山別村) 3(留萌市) 2(幌延町)	負傷者8名 家屋一部破損165棟	留萌支庁南部 の地震
H17.3.18 9:38	北海道北西沖	44.14	141.06	0km	M5.0	2(苫前町、初山別村) 1(留萌市、幌延町)		
H20.10.4 16:24	宗谷地方北部	45.01	141.57	10km	M3.5	4(幌延町) 2(天塩町) 1(遠別町)		

(出典：内閣府防災情報・気象庁・総務省消防庁HP)

○積丹半島沖地震(1940年) マグニチュード7.5 北海道西方沖

最大震度は倶知安・神恵内・留萌・苫小牧・八雲などで4と地震の揺れそのものの被害は極めて小さかったが、津波の被害が大きかった地震であり、利尻・礼文・苫前で3m、天塩・羽幌・留萌・増毛で2mを記録した。

天塩川河口付近での人的被害が大きく、この津波で10名が死亡。家屋や漁船の被害が多数出た。

○留萌すぐ沖地震(1947年) マグニチュード6.7 北海道西方沖

最大震度は留萌・羽幌・倶知安で震度4を観測した。津波は利尻島で2m、羽幌で70cmを記録し、漁船などに被害が出た。

○留萌支庁南部の地震(2004年) マグニチュード6.1 留萌支庁南部

最大震度は苫前町で震度5強。羽幌町で震度5弱。初山別村で震度4を観測した。津波による被害はなかったが、小平町・苫前町・羽幌町の3町において、建物の一部破損が165件あった。人的被害は8名でいずれも軽症ですんだ。

2 地震の記録（平成20年以降）

地震発生日時		震央地名	緯度	経度	深さ	M	天塩町での 最大震度
発生日	発生時刻						
2013年1月3日	20:14:15	留萌地方中北部	44° 50.0' N	141° 50.4' E	24 km	4.8	震度3
2016年11月25日	17:22:49	留萌地方中北部	44° 50.1' N	141° 50.8' E	27 km	4.6	震度4
2018年6月20日	5:28:44	留萌地方中北部	44° 59.9' N	141° 51.4' E	11 km	4.1	震度3
2019年12月12日	1:09:50	宗谷地方北部	45° 06.3' N	141° 52.7' E	7 km	4.2	震度3
2022年6月20日	9:18:27	宗谷地方北部	45° 03.1' N	141° 51.3' E	10 km	4.4	震度4
2022年8月4日	1:41:48	宗谷地方北部	45° 02.2' N	141° 52.2' E	7 km	4.1	震度3
2022年8月11日	0:35:20	上川地方北部	44° 51.2' N	142° 06.8' E	2 km	5.2	震度3
2022年8月11日	0:53:00	上川地方北部	44° 50.9' N	142° 06.7' E	5 km	5.4	震度3
2022年8月16日	18:54:40	上川地方北部	44° 52.1' N	142° 06.0' E	0 km	4.2	震度3
2023年2月8日	21:30:15	留萌地方中北部	44° 49.4' N	141° 50.2' E	24 km	3.4	震度3

※1 天塩町の観測所：天塩町川口

※2 気象庁HP 震度データベースを参考

第6節 町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートとの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

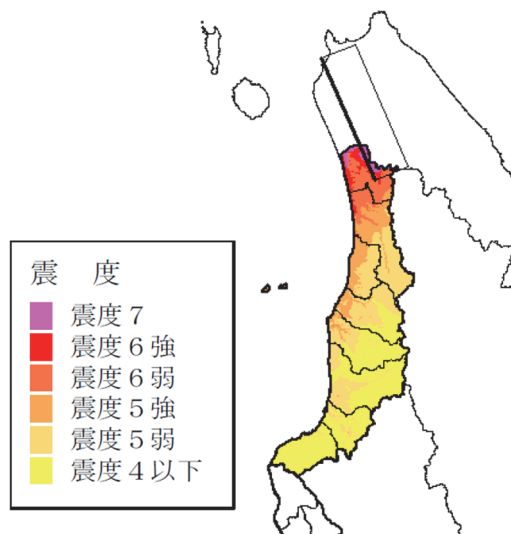


図 強振動予測及び震度分布図
(サロベツ断層(断層モデル30_2))

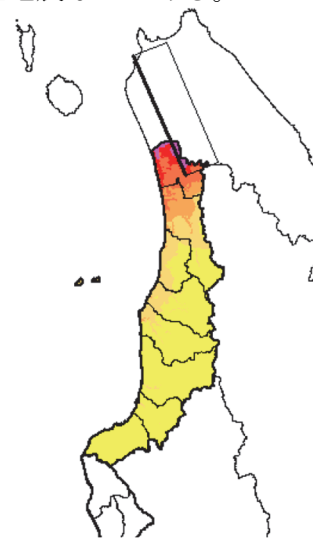


図 強振動予測及び震度分布図
(サロベツ断層(断層モデル30_3))

第2 被害の予測

1 地震による被害

平成30年2月に北海道が公表した全道の地震被害想定によると、町においては、「富良野断層帯西部の地震（3モデル）」、「増毛山地東縁断層帯の地震（6モデル）」、「沼田一砂川付近の断層帯の地震（6モデル）」、「当別断層帯の地震（2モデル）」、「石狩低地東縁断層帯主部（北）の地震（7モデル）」、「石狩低地東縁断層帯主部（南）の地震（2モデル）」、「石狩低地東縁断層帯南部の地震（4モデル）」、「サロベツ断層帯の地震（3モデル）」、「西札幌背斜に関連する断層の地震（1モデル）」、「月寒背斜に関連する断層の地震（1モデル）」、「野幌丘陵断層帯の地震（1モデル）」、「十勝沖の地震（1モデル）」、「三陸沖北部の地震（1モデル）」、「北海道北西沖の地震（2モデル）」、「北海道南西沖の地震（1モデル）」、「北海道留萌沖の地震（2モデル）」の16地震43モデルについての被害想定結果が公表されている。町に最も大きな被害をもたらす地震及びその被害想定結果を以下に示すほか、各地震の被害想定結果は資料3-4のとおりである。

被害想定項目	小項目	被害想定結果	最大被害の想定地震（冬の早朝）
地震動	地表における震度	6.8	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
建物被害	全壊棟数	295棟	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	半壊棟数	525棟	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
火災被害	焼失棟数	1棟	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
人的被害	死者数	3人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	重傷者数	4人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	軽傷者数	51人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	避難者数	1,185人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
ライフライン	上水道の被害箇所数	392箇所	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	上水道の断水人口（1日後）	3,287人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	下水道の被害延長	2.7km	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	下水道の機能支障人口	307人	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
交通施設被害	主要な道路の被害箇所数	62箇所	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	橋梁（15m以上）の不通箇所	3箇所	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）
	橋梁（15m以上）の通行支障箇所	3箇所	サロベツ断層帯（北延長モデル30_2）

資料3-4 地震被害想定

第3 北海道における想定地震津波

北海道は、平成5年の北海道南西沖地震や平成15年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。

なお、本計画における本町の津波被害想定は、平成29年度に実施した日本海沿岸における津波シミュレーション及び被害想定調査結果をもとに行うこととする。

1 町において想定される地震津波

本町において想定される地震津波は、下図に示された想定津波波源域である。
なお、本町への津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は、次のとおりである。

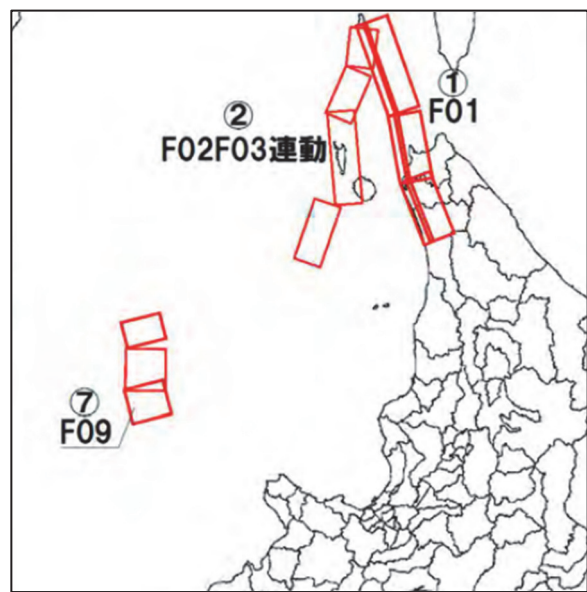


図 想定津波波源域

表 天塩港における最大遡上高等

波源域	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	4.47m	0分	1分
②	8.82m	27分	45分
⑦	7.33m	71分	76分

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、北海道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

北海道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。

- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じ、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い、行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するため、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しない。

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応を取る。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時に取るべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なため行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。

イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、北海道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、北海道及び防災関係機関は、避難路、避難地、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、北海道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。
- 3 町、北海道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 町及び防災関係機関並びに施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

町、北海道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて二重化を図るなど、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、北海道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- 2 町、北海道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、北海道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
- 4 町、北海道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

町及び北海道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

- 1 町、北海道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町、北海道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 北海道は地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び天塩町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災情報配信システム、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

(14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 町、北海道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 3 町及び北海道は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対し、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 町、北海道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、北海道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町、北海道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町及び北海道並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 町及び北海道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

本節については、一般災害対策編第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 町津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、北海道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地震・津波災害対策編等の策定に取り組み、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する

情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- 1 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- 4 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- 5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - （1）給水、給食措置
 - （2）毛布、寝具等の支給
 - （3）衣料、日用必需品の支給
 - （4）暖房及び発電機用燃料の確保
 - （5）負傷者に対する応急救護
- 6 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - （1）避難中の秩序保持
 - （2）住民の避難状況の把握
 - （3）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - （4）避難住民に対する各種相談業務
- 7 避難に関する広報
 - （1）防災情報配信システム等による周知
 - （2）緊急速報メールによる周知
 - （3）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - （4）避難誘導者による現地広報
 - （5）住民組織を通じた広報

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、北海道及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、北海道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえ、あらかじめ関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、町、北海道及び国等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や防災情報配信システムなど、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、北海道は、可能な限り町が行うこれらのことに対し、支援を図るものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町、北海道及び国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

町、北海道及び国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや、防潮扉・水門等管理者は、適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

また、国は、津波発生時に船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を指定し、その開発・保全を行うものとする。

(2) 河川対策

町及び北海道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施す

る。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等におけるこれら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 北海道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線によって伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、北海道及び国は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災情報配信システム、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 町

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町、北海道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等の防災対応を取る。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から、場合によっては、1日以上にわたって継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時に取るべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なため行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
 - (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編第4章第10節「消防計画」及び同第7章第5節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び北海道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町及び北海道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

町（北留萌消防組合）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

北留萌消防組合天塩支署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

本節については、一般災害対策編第7章第4節「危険物等災害対策計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、北海道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、一般災害対策編第4章第9節「建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

道は、市町村が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

2 木造建築物の防火対策の促進

町及び北海道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町及び北海道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び北海道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び北海道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

- (1) 町及び北海道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 町及び北海道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第14節 土砂災害の予防計画

本節については、一般災害対策編第4章第16節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立てなどによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

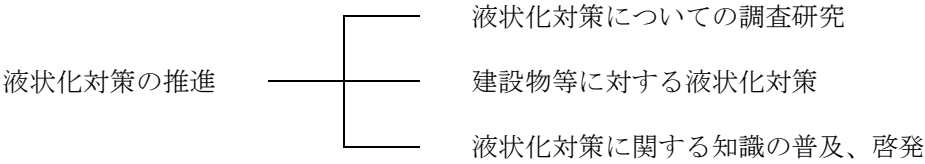
最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

1 町及び北海道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

（政策の体系）



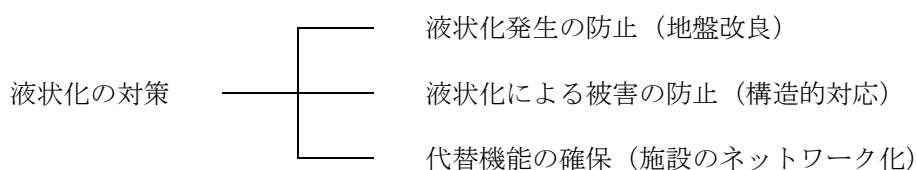
2 液状化対策の調査・研究

町及び北海道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
 - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- が考えられる。
(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

町及び北海道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害対策編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

本節については、一般災害対策編第4章第19節「業務継続計画の策定」を準用する。

第18節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、北海道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震（津波）災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、北海道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、北海道の災害対策現地合同本部が設置された場合、北海道本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

本項については、一般災害対策編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

本項については、一般災害対策編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大の長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級5の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わ

ない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災情報配信システム等を始めた効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

（1）大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（2）津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。

（3）津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高 さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は 津波による流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビルな ど安全な場所へ避難する。警報 が解除されるまで安全な場所 から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高 さが高いところで1 mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込ま れる。 沿岸部や川沿いにいる人は、た だちに高台や避難ビルなど安 全な場所へ避難する。警報が解 除されるまで安全な場所から 離れない。
津波注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2m以上、1m以下 の場合であって、津 波による災害のおそ れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻 き込まれ、また、養殖いかだ が流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は、ただちに海 から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため 行わない。 注意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたりし ない。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表する)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道日本海沿岸北部で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・上川・留萌地方で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道日本海沿岸北部沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・上川・留萌地方で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地方の地震活動の状況を取りまとめた資料

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到着予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波と発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報（特別警報）を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「観測中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沖合いで観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

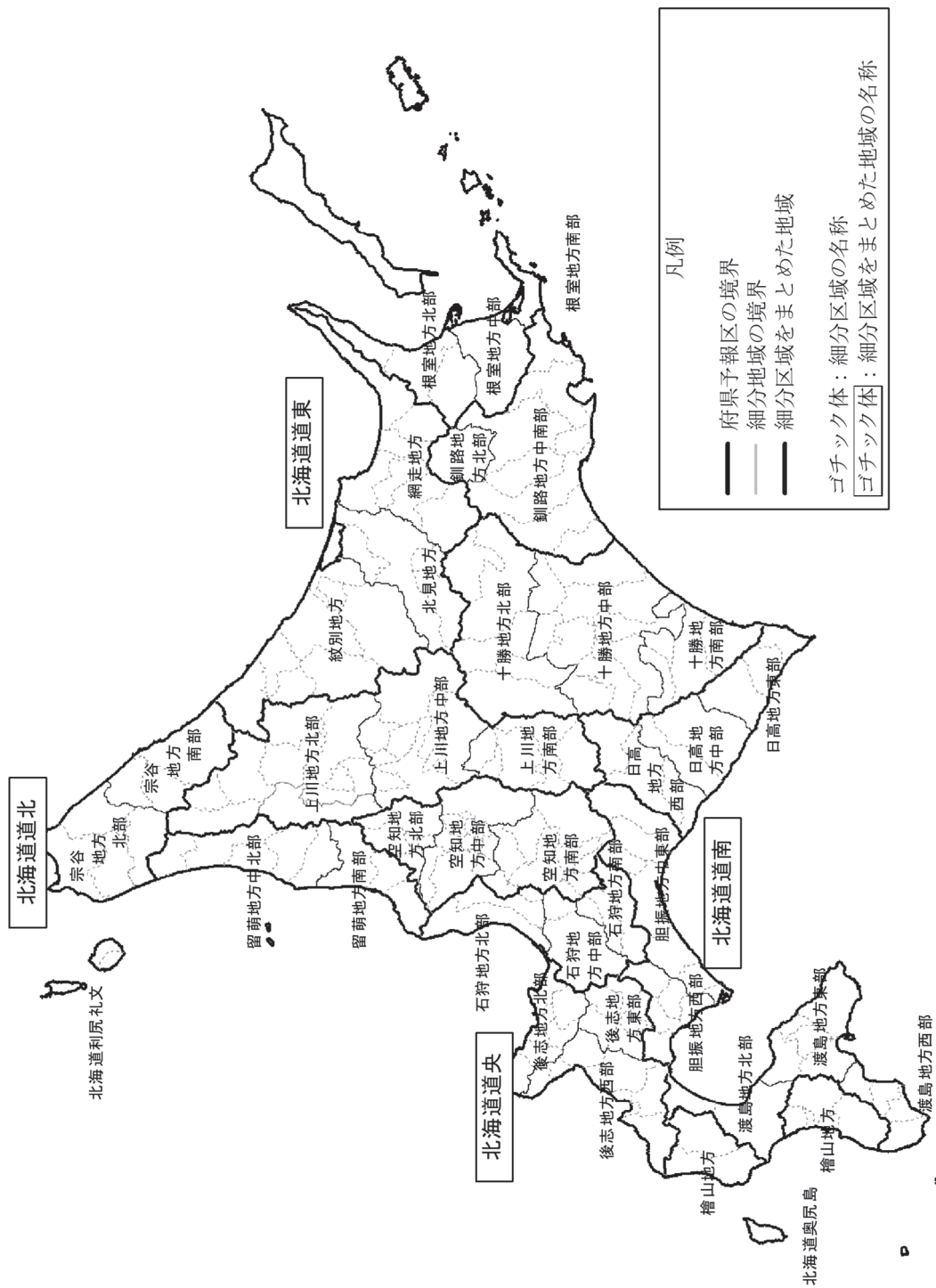
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報（特別警報）を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

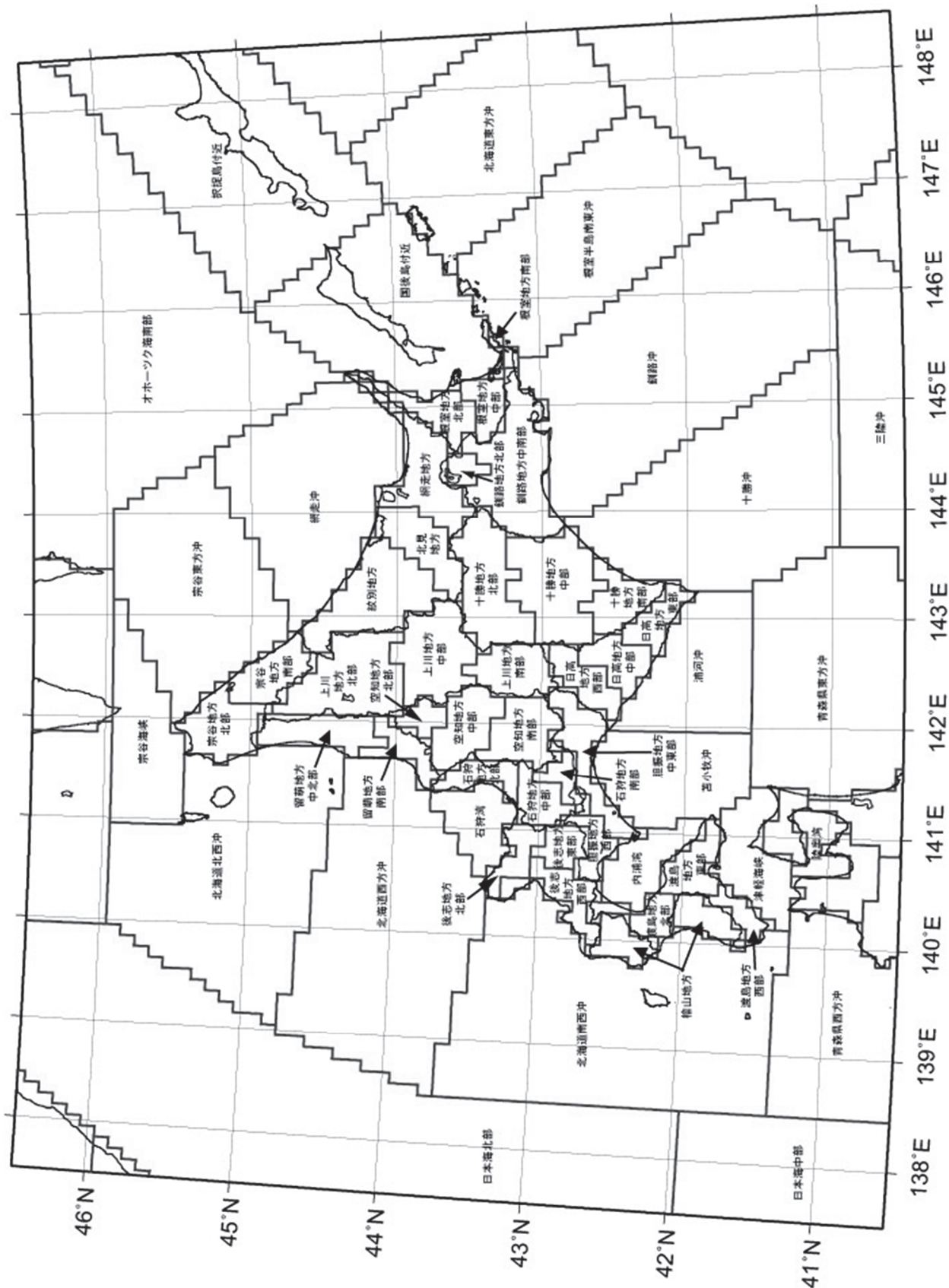
- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



3 津波予報区

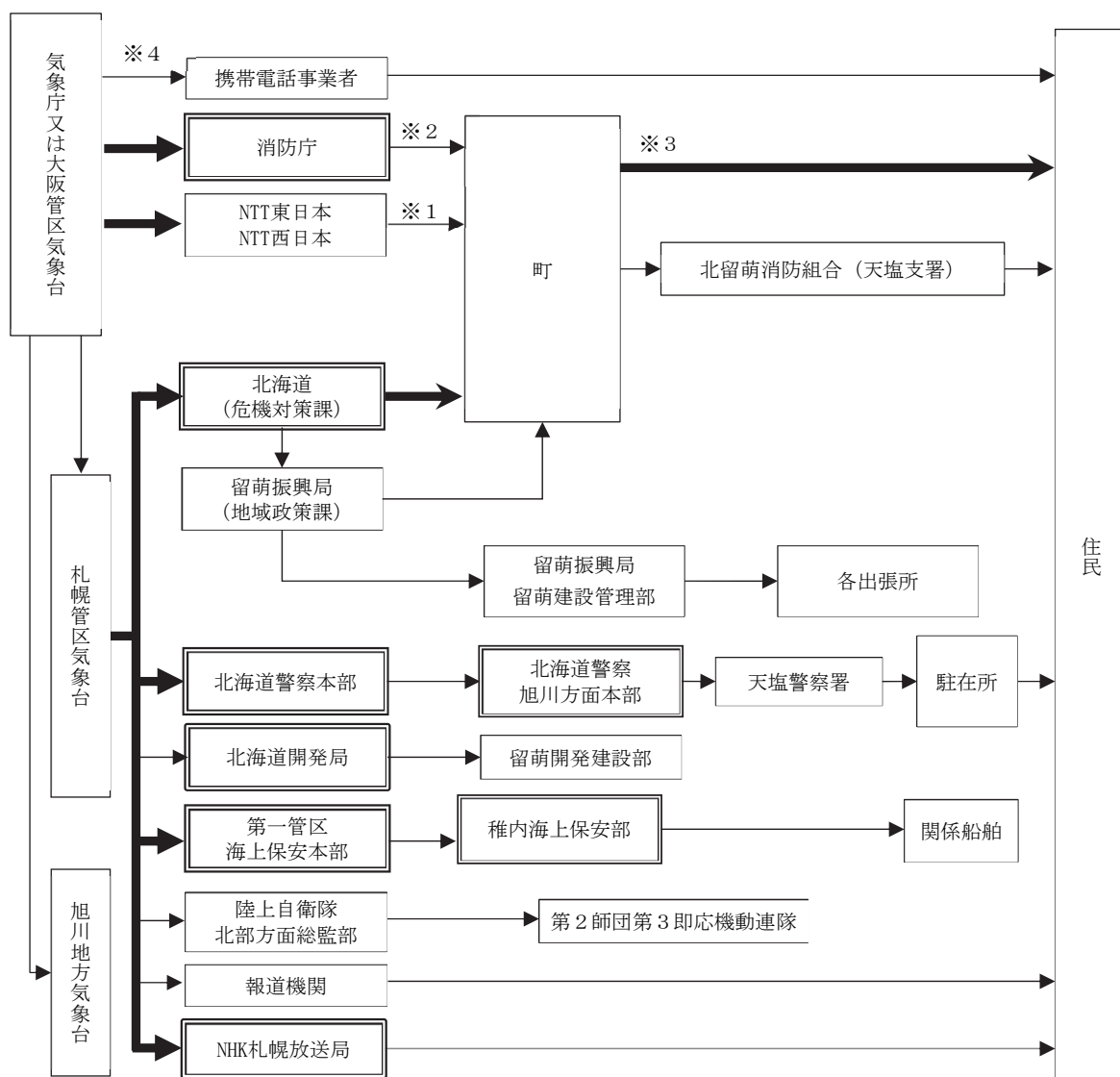


津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

※1 天塩町沿岸は、北海道日本海沿岸北部

第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

※1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※2 J-ALERTによる伝達

※3 特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知の措置をとる

※4 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

➡ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

第5 異常現象を発見した場合の通報

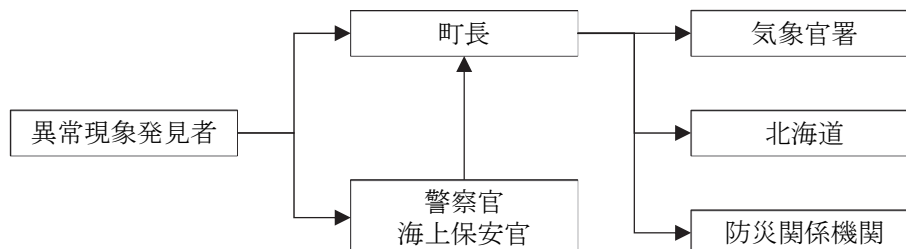
異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに北海道及び気象官署等関係機関に通報する。

1 異常気象

(1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変

(2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



第6 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」（資料3-5）は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料3-5 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災情報配信システム等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災情報配信システム、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努めるものとする。

- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。
また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- 5 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を北海道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を北海道及び国(消防庁経由)に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町及び北海道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置(無線系・衛星系)による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町、北海道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の

準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

本項については、一般災害対策編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編第4章第10節「消防計画」及び一般災害対策編第7章第5節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

第1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防ぎ、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒体制をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体に予報内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対し、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

町が災害の発生により、避難指示を行うことができない場合、知事は、避難指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を整理し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

第3 災害情報の収集

北海道、北海道警察及び第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

本節については、一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

本節については、一般災害対策編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第17節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害によって被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震・津波によって水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害によって被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

下水道管理者は、地震・津波によって下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

一般災害対策編第5章第19節「電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガス

一般災害対策編第5章第20節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害があった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第18節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

本節については、一般災害対策編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編第5章第30節「廃棄物処理等計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

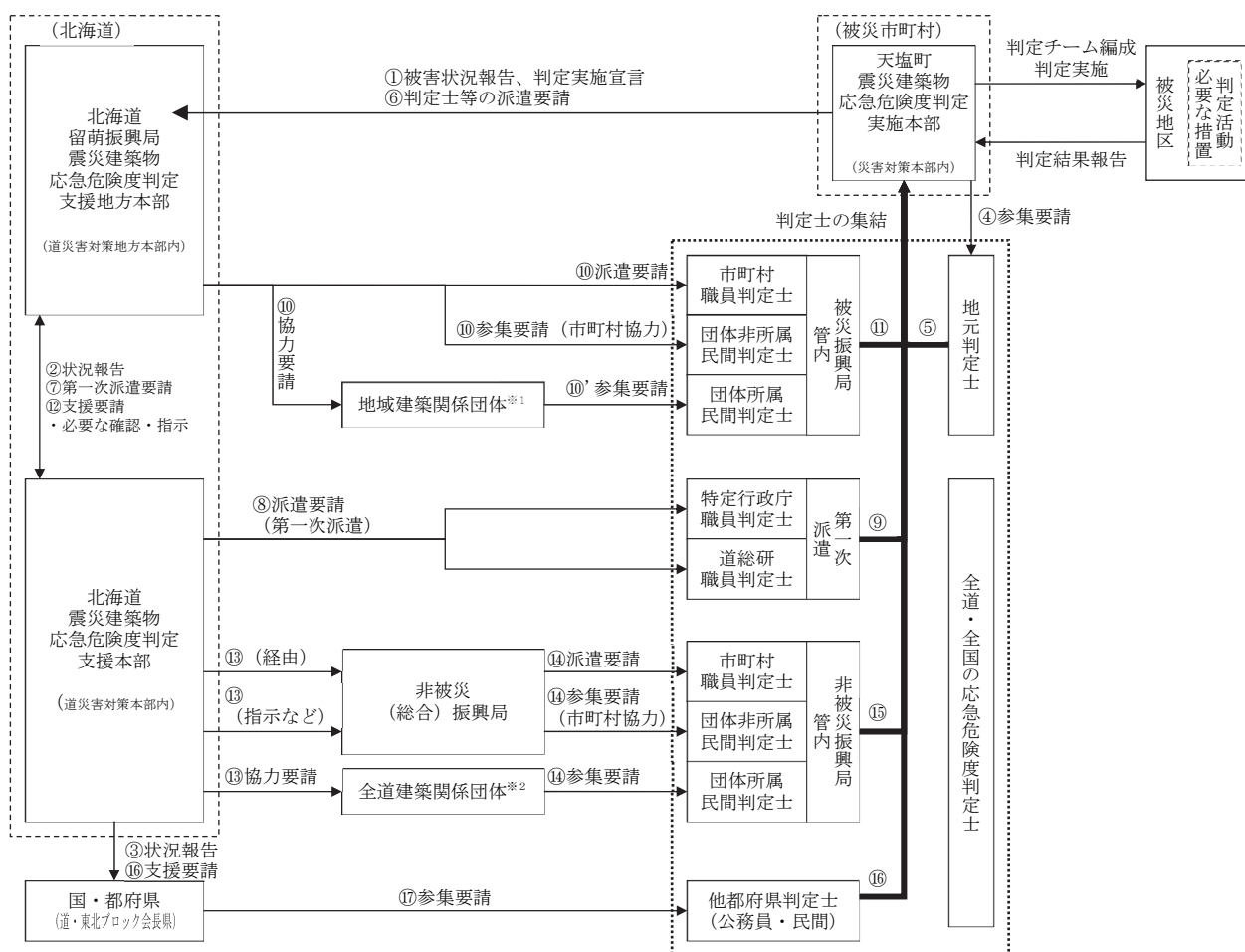
第1 応急危険度判定の実施

地震によって被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び北海道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3区分の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町及び北海道

町及び北海道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により、石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に掲示するとともに、全ての石綿含有建材について

除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

本節については、一般災害編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び北海道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づいて計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴って生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るために必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、一般災害対策編第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次のとおりとする。

第1 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び北海道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

(1) 一般住宅復興資金の確保

町は、北海道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の

本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は北海道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

(3) 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、公庫法等により融資等の支援を行う。

町は、北海道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

(4) 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

北海道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

2 財政対策

(1) 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び北海道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

(2) 町及び北海道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、北海道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。